

合理的配慮依頼文書（見本）

取扱注意

本依頼文書（コピー含む）を破棄する場合は、シュレッダーで確実に処分するなど、個人情報の保護に努めてください。

障配 2 2 第 * * 号
令和 4 年 * 月 * * 日

〇〇学部長 殿
教養教育実施専門部会長 殿

障がい学生支援室長

〇〇学部▲年 ▽▽ 〇〇 (12345678) に関する合理的配慮について（依頼）

標記の件、障がい学生支援室において診療情報等に基づいて総合的に判断し、20xx 年 xx 月 xx 日から合理的配慮の対象となることが確認されました。本人の特性等をご理解の上、下記【合理的配慮について】を踏まえて下記のとおりご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この合理的配慮は現時点のものですが、状況やニーズに応じて少なくとも年 1 回（通常、年度末）の更新を行うことを申し添えます。

併せて関係教職員への周知をお願い申し上げます。

記

【本人の特性等について】	【合理的配慮について（依頼内容）】
1. A という場面では B という症状が出ることもある。	(ア) A の場面では学生と相談の上、〇〇の対応をご検討ください。
2. 講義では△△が困難である。	(イ) △△ができない場合、代替の課題等を検討し、可能な場合には合理的配慮の範囲内で実施してください。
備考：医療機関に通院・治療中である。	

【合理的配慮について】

修学場面における「合理的配慮」とは、本人の授業（講義・演習・実習等）への参加を妨げる社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の解消または除去のための調整・対応で、以下の考えに即したものを指します。

- ① 授業の本質および到達目標への変更を要しない
- ② 評価基準の引き下げにつながらない
- ③ 他の学生との不適当な区別（不公平等）につながらない
- ④ 教育・事務・財政等において過重な負担にならない

詳しくは長崎大学ホームページから「長崎大学について」に進み、「障害者差別解消等」下の「長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則」及び「留意事項（教育・研究）」をご参照ください。（<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/accessibility/>）

ご不明な点、あるいは合理的配慮に関する質問等ありましたら、下記までご連絡ください。

障がい学生支援室：095-819-2006 メール：support@ml.nagasaki-u.ac.jp

担当：〇〇 〇〇，△△ △△，□□ □□（文教内線 2006・2948）